

事業報告書作成に当たっての留意点（案）

1. 全般的な留意

「独立行政法人の事業報告に関するガイドライン」（平成 30 年 9 月 3 日独立行政法人評価制度委員会会計基準等部会及び財政制度等審議会財政制度分科会法制・公会計部会。以下「事業報告ガイドライン」という。）では、事業報告書を広範囲の利用者に共通する情報ニーズを満たす一般目的財務報告と位置付けており、利用者である国民その他の利害関係者に共通する情報ニーズを満たすため、「標準的な様式」において独立行政法人に共通して提供すべき情報を定めている。

また、「事業報告ガイドライン」では、具体的な記載内容について、自主的・戦略的な業務運営を行い最大限の成果を上げていくという独立行政法人の特性を踏まえ、独立行政法人の判断に委ねるべきとしている。

事業報告書の記載内容は、独立行政法人が実施する事務・事業の内容や、法人を取り巻く環境の変化等も踏まえて定めるべきものであり、重点の置き方や記載量は法人によって異なる。

その上で、事業報告書の作成に当たっては次の点に留意することが必要である。

①C/②

（1）多様な情報ニーズへの対応

「標準的な様式」において独立行政法人に共通して提供すべき情報を定めている。他方で、具体的にどのような利用者が存在するかは、提供するサービスの内容や財源構造等に応じて、独立行政法人ごとに異なる。例えば、業務運営の財源の大部分を交換取引の対価収入が占める独立行政法人のうち、個別法において長期借入金又は債券発行が認められている法人では、債権者が代表的な利用者として存在する。

各独立行政法人が、想定される利用者とそのニーズを念頭に事業報告書を作成することが肝要であり、事務・事業の特性、財源構造の違いなどから、法人が特に重視すべき利用者が存在する場合には、当該利用者に向けた情報を充実させることが有用である。

なお、この場合であっても「標準的な様式」において独立行政法人に共通して提供すべきとされている情報は記載する必要がある。

①A

(2) 関連する報告書等との相互参照

事業報告書で提供される情報には他の報告書等で公表されている情報を含むことから、当該報告書等との相互参照を付すことで独立行政法人により提供される情報の窓口となり、プラットフォームとしての役割を果たしている。

また、当該報告書等と事業報告書を対比した場合には、相対的に、当該報告書等において詳細情報が提供され、事業報告書においてその概要情報が提供される関係にある。

さらには、事業報告書は独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 38 条第 2 項に基づき作成される法定書類でもある。

このため、他の報告書等への参照に過度に頼ることなく、事業報告書単体で独立行政法人の業務運営の状況の全体像を説明できる必要がある。また、それぞれの記載事項を関連付けて理解できるようなストーリー性のある記述が求められる。

④/⑤

(3) 関連部署等の適切な連携及び、わかりやすい事業報告書の作成

事業報告書の作成においては、複数の関連部署等とのコミュニケーションがなされ、事業報告書で提供される情報の管理体制が整備される必要があるとされており、組織横断的な連携が求められる。特に、事業報告書の作成においては、情報の見せ方、伝え方についても留意することが必要であり、これらの知見を有すると考えられる広報等担当者が事業報告書作成の初期段階から関与し、作成、活用の両面で協力することが有用であると考えられる。

また、独立行政法人が事業報告書の利用者である国民その他の利害関係者に伝えたい情報、着目してほしい情報を十分に事業報告書内で表現することが肝要であり、専門用語を多用しない、冗長な文章を避けるなど、簡潔・明瞭性にも留意する必要がある。更に、図表やグラフだけが見やすい、わかりやすい工夫ではなく、文章で書いてある方がわかりやすい場合もある。読み手を意識してわかりやすく伝えることが必要である。

なお、複数の関連部署等と適切なコミュニケーションのもと、法人が伝えたい情報をわかりやすく伝えることができる事業報告書を作成することで、法人広報や採用活動、内部研修への利用等、事業報告書の更なる活用も期待される。

⑥

2. サステナビリティ情報の充実

「事業報告ガイドライン」においては、「公共性の高いサービスが持続的に提供されるかの判断に資する情報」として「持続的に適正なサービスを提供するための源泉」と「業務運営上の課題・リスク及びその対応策」を含む情報が提供されるとしている。その上で、「持続的に適正なサービスの提供を可能とする強みや基盤を維持・創出していくための源泉として、人的資本や、知的資本、財務資本等に関する情報を提供すべき」であり、また「例えば、ガバナンスの状況や社会及び環境への配慮等の状況も含まれる」としている。

他方、近年、サステナビリティ関連の情報ニーズが国際的に高まっている。我が国においても、令和5年1月に企業内容等の開示に関する内閣府令等が改正され、有価証券報告書においてサステナビリティ情報の記載欄が設けられることとなった。

サステナビリティの概念は、様々な主体において説明が行われているが、例えば、我が国のコーポレートガバナンス・コードやスチュワードシップ・コードでは、「ESG 要素を含む中長期的な持続可能性」としている。サステナビリティ情報には、国際的な議論を踏まえると、例えば、環境、社会、従業員、人権の尊重、腐敗防止、贈収賄防止、ガバナンス、サイバーセキュリティ、データセキュリティなどに関する事項が含まれ得ると考えられている（「記述情報の開示に関する原則（別添）—サステナビリティ情報の開示について—」（金融庁））。

独立行政法人の事業報告書については、上述の「事業報告ガイドライン」の記述やそれに基づく様式・記載例により、実質的にサステナビリティに関する情報の記載を求めていると考えられ、事業報告書の利用者においても、サステナビリティ情報に対する関心・ニーズが高い。他方で、実際の記述は法人により内容の差が大きく、利用者はサステナビリティ情報を把握するための媒体として、事業報告書をあまり利用していないとみられる。

このような「事業報告ガイドライン」の趣旨、社会におけるサステナビリティ情報に対するニーズの高まり等を踏まえ、サステナビリティに関する法人の考え方や方針、取組の概要の記載を求めるなど、「持続的に適正なサービスを提供するための源泉」や「業務運営上の課題・リスク及びその対応策」について、更なる充実を図ることとした。

独立行政法人は、公共性の高い事務・事業を実施し、政策実施機能を担うものであることから、サステナビリティに関する取組は、リスクへの対応という側面だけでなく、独立行政法人の事務・事業の実施を通じて社会的課題の解決に向けて役割を果たしていく上での機会という側面もあると考えられる。こうした観点から、事業報告書の上述以外の項目においても、サステナビリティに関連付けた記述を行うことも有用である。

サステナビリティ情報を取り巻く環境は変化し続けており、今後新たな情報ニーズが生じるものと想定される。各法人においては、社会や利用者の情報ニーズの変化に応じ、関連する記載内容の充実を図ることが望まれる。

※「事業報告ガイドライン」(抄) ※下線は引用に当たり付した(以下の※印部分の記載において同じ。)

第2章 事業報告書の利用者及び目的

BC2.10 また、「基本的な指針」では、財務報告で提供される情報を以下のように3分類するとともに、財務報告で提供すべき主な項目を合計9項目としている。

- ・ 公共性の高いサービスが持続的に提供されるかの判断に資する情報
 - ✓ 法人の長の理念等
 - ✓ 持続的に適正なサービスを提供するための源泉
 - ✓ 業務運営上の課題・リスク及びその対応策
- ・ 業績の適正な評価に資する情報
 - ✓ 業績の適正な評価の前提情報
 - ✓ 業務の成果と使用した資源との対比
 - ✓ 予算と決算との対比
- ・ 財政状態及び運営状況の適切な把握に資する情報
 - ✓ 財務諸表
 - ✓ 財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報
 - ✓ 内部統制の整備・運用に関する情報

第4章 事業報告書で提供される情報

BC4.12 「基本的な指針」では、独立行政法人は、持続的に適正なサービスの提供を可能とする強みや基盤を維持・創出していくための源泉として、人的資本や、知的資本、財務資本等に関する情報を提供すべきであるとしている。

BC4.13 「基本的な指針」の整理のみならず、第1章における他の法令等で作成が求められる報告書等及び第2章における事業報告書の目的等を踏まえると、持続的に適正なサービスを提供するための源泉には、例えば、ガバナンスの状況や社会及び環境への配慮等の状況も含まれるとした。

⑧

3. 中期計画及び年度計画の記載方法

中期計画及び年度計画は、「標準的な記載例」において計画項目とその概要を列記する表形式の記載例を示していたが、当該記載例に沿って記述することにより、計画項目の列記のみの形式的な記載にとどまる事例や、冗長な記載となる事例が見受けられることから、記載例に囚われることなく各法人の実態に即した記載ができるよう、記載例を削除した。

また、中期計画及び年度計画の記載に当たっては、一定の事業等のまとまりごとに計画の概要を記載することや、法人の長が特に注力している事業を中心に記載するなど、各独立行政法人の工夫により中期計画及び年度計画の概要を利用者に伝わりやすい形で記載する必要がある。

その他①

4. 中期目標の記載方法

中期目標については、「標準的な様式」において、「一定の事業等のまとまりごとの目標」の記載を求めている。しかし、実際には一定の事業等のまとまりごとの区分名のみ記載にとどまる事例が多く見受けられる。このため、「標準的な記載例」において、一定の事業等のまとまりごとに目標の概要を記載することを明確にした。

⑨

5. 当期の業務実績・成果に関する情報の記載

独立行政法人は株式会社等の営利企業等と異なり、財務情報だけでは成果情報が提供できないという特徴を有している。このため、財務情報とは別に、法人の成果情報の提供が必要となる。

これを踏まえ、事業報告書では、「業務の成果と使用した資源との対比」に関する情報の記載を求めているが、従来の「標準的な様式」では、成果情報を記載する明確な項目が存在しなかったことから、新たに「10. (1) 当事業年度の主な業務成果・業務実績」を設け、法人の成果情報を記載することとした。

なお、既に成果情報の記載欄を設け自主的に成果情報を記載している法人も複数ある。成果情報の記載欄の新設は、各法人が自主的に行っていた記載方法を否定するものではなく、成果情報を事業報告書冒頭に記載するなど、「標準的な様式」とは異なる場所に記載することも差し支えない。

⑦

6. 業務運営上の課題・リスクの記載

事業報告書は、国民その他の利害関係者が独立行政法人の業務運営上の課題・リスクを把握するなど、独立行政法人の持続的な業務運営や業務改善等の判断に役立てることを目的のひとつに掲げている。「事業報告ガイドライン」では、公共性の高いサービスが持続的に提供されるかの判断に影響する業務運営上の課題や目標の達成を阻害する要因となるリスク、財務に係るリスク等の情報を、その対応策も含めて提供することが求められる。

このような趣旨を踏まえると、業務運営上の課題・リスクの記載においては、情報漏洩のリスクのような、どの法人にも共通して存在する一般的なリスクの記載にとどめるのではなく、各法人の目標の達成を阻害する要因となるリスク等、各法人の実態に即した課題・リスクの開示が必要となる。

その他②

7. 監査報酬等の記載

令和4年7月、「日本公認会計士協会の倫理規則」（以下「倫理規則」という。）が改正され、監査報酬等の開示が求められることとなった。倫理規則は、法人が監査報酬等を開示していない場合、会計監査人が監事等と協議を行うことを求めており、協議を実施した後も法人が監査報酬等を開示しない場合には、会計監査人が監査報告書等において監査報酬等を開示しなければならないと定めている。

一般事業会社では、事業報告書や有価証券報告書において監査報酬等を開示しているが、独立行政法人では、監査報酬等の開示は求められていないため、多くの法人で会計監査人と監事等との協議が必要となり、監査報酬等の開示について検討が求められると見込まれる。また、監査報酬等の情報は会計監査人の独立性評価に資する情報であり、事業報告書を含む監査対象書類の信頼性を補完する情報であることから、監査報酬等の開示は独立行政法人の利害関係者においても有益な情報である。よって、独立行政法人の事業報告書において監査報酬等の記載を行うものとした。

なお、倫理規則の求める開示情報の範囲には、非監査報酬や、会計監査人の属するネットワーク・ファームへの報酬、法人が意思決定機関を支配している会社

からの報酬等も含まれる。事業報告書において、必ずしも倫理規則の求める情報と同じ内容を記載する必要はないものの、監査報酬等の具体的な記載内容については、事前に会計監査人と協議することが望ましい。

※倫理規則（抄）

セクション 410 報酬

R410.30 法令等により、会計事務所等及びネットワーク・ファームに支払われた、又は支払われるべき監査報酬及び監査以外の業務に対する報酬並びに報酬依存度に関する情報を開示することが、監査業務の依頼人に求められていない場合、会計事務所等は、社会的影響度の高い事業体である監査業務の依頼人の監査役等と、次の全ての事項について協議しなければならない。

- (1) 情報の適時性及びアクセス可能性を考慮した上で、適切な方法により、そのような法令等により要請されない開示を行うことが、依頼人の利害関係者にとって有益であること。
- (2) 支払われた、又は支払われるべき報酬及び会計事務所等の独立性に対する報酬の影響について、財務諸表利用者の理解を向上させる可能性がある情報

R410.31 会計事務所等は、R410.30 項に規定された監査役等との協議を実施した後、社会的影響度の高い事業体である監査業務の依頼人が関連する開示を行わない場合は、R410.32 項で規定されている場合を除き、次の全ての事項を開示しなければならない。

- (1) 会計事務所等が意見を表明する財務諸表の監査に対して、会計事務所等及びネットワーク・ファームに対して支払われた、又は支払われるべき報酬
- (2) 会計事務所等が意見を表明する財務諸表の対象期間において、会計事務所等又はネットワーク・ファームが業務の提供の対価として依頼人に請求する(1)で開示される報酬以外の報酬。ここで開示の対象となる報酬は、依頼人に請求する報酬及び会計事務所等が意見を表明する財務諸表に連結されている、依頼人が直接的又は間接的に支配する関連事業体に請求する報酬に限られる。
- (3) 監査業務の依頼人が直接的又は間接的に支配する他の関連事業体に対して、会計事務所等又はネットワーク・ファームによる業務の提供の対価として請求する、(1)及び(2)に基づき開示される報酬以外の報酬（ただし、当該報酬が会計事務所等の独立性の評価に関連することを知っている場合又はそのように信じるに足る理由がある場合）
- (4) 2年連続して報酬依存度が15%を超える場合又は超える可能性が高い場合、その事実及び当該状況が最初に生じた年

8. 適用時期

本事務連絡については、令和5事業年度にかかる事業報告書の作成から適用する。